

事務連絡  
平成29年10月6日

一般社団法人 全国植物検疫協会  
副会長専務理事 齊藤 登 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課  
課長補佐（輸入検疫班担当）

イタリア産にんじん種子の輸入検査における *Candidatus Liberibacter solanacearum* (Lso)の2次検査対応について

*Candidatus Liberibacter solanacearum*(Lso)（以下、「本細菌」という。）については、発生国からの宿主植物の輸入にあたり、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2に基づき、輸出国においてPCR法等の遺伝子診断法により、本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書へ追記することを条件としています。また、発生国からのにんじん種子については、輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）別表2に基づき、2次検査において遺伝子診断法（輸出国において、遺伝子診断法若しくは50℃20分の温湯浸漬若しくは50℃72時間の乾熱処理が行われ、本細菌が付着していない旨の記載が検査証明書にある場合又は輸入者若しくは管理者から要望があり、1次検査の後、輸入者、管理者若しくは植物防疫官により50℃20分の温湯浸漬又は50℃72時間の乾熱処理が行われる場合を除く。）を実施しているところです。

今般、平成29年6月に中国向けに輸出したイタリア産にんじん種子から、中国植物検疫当局による輸入検査において、本細菌が検出されたとの情報を得ました。

現在、イタリアを本細菌の発生国として位置付けていないことから、この情報を基に、規則別表2の2における本細菌の対象地域にイタリアを追加することの要否について検討することとしていますが、イタリアにおける本細菌の十分な発生情報が得られておりません。

このことから、検討に先立ち、本細菌の我が国への侵入防止及びイタリアに本細菌が発生していることの確認のため、イタリア産にんじん種子の2次検査について、下記により10月10日から実施することとしておりますので、お知らせします。

## 記

### 1. 対象植物

貨物で輸入されるイタリア産にんじん種子であって栽培の用に供するもの。  
ただし、10kg未満の荷口を除く。

### 2. 検定方法

従来の2次検査に加えて、輸入種苗検疫要綱別表2に掲げる *Candidatus*  
*Liberibacter solanacearum* を対象とした2次検査を実施する。